

Atty Docket: P68/11USU

Form PTO-1595 (Rev. 07/05)
OMB No. 0851-0027 (exp. 6/30/2008)

U.S. DEPARTMENT OF COMMERCE
United States Patent and Trademark Office

RECORDATION FORM COVER SHEET PATENTS ONLY

To the Director of the U.S. Patent and Trademark Office: Please record the attached documents or the new address(es) below.

1. Name of conveying party(ies)
National Space Development Agency of Japan

Additional name(s) of conveying party(ies) attached? Yes No

2. Name and address of receiving party(ies)
Name: Japan Aerospace Exploration Agency
Internal Address: _____
Street Address: 44-1, Jindaiji Higashi-machi 7-chome,
Chofu-Shi
City: Tokyo
State: _____
Country: JAPAN Zip: 1828522
Additional name(s) & address(es) attached? Yes No

3. Nature of conveyance/Execution Date(s):
Execution Date(s) December 13, 2002

Assignment Merger
 Security Agreement Change of Name
 Joint Research Agreement
 Government Interest Assignment
 Executive Order 9424, Confirmatory License
 Other _____

4. Application or patent number(s): This document is being filed together with a new application.

A. Patent Application No.(s)
11/703,188

B. Patent No.(s)
7,273,672

Additional numbers attached? Yes No

5. Name and address to whom correspondence concerning document should be mailed:
Name: Allen S. Melser
Internal Address: Jacobson Holman PLLC
Street Address: 400 Seventh Street, N.W.
City: Washington
State: DC Zip: 20004
Phone Number: 202-638-6666
Fax Number: 202-393-5350
Email Address: amelser@jhj.com

6. Total number of applications and patents involved: 2

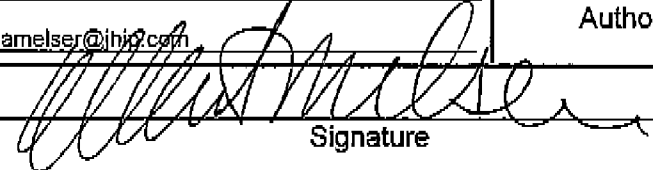
7. Total fee (37 CFR 1.21(h) & 3.41) \$ 80.00

Authorized to be charged by credit card
 Authorized to be charged to deposit account
(Fee deficiencies or overpayments)
 Enclosed
 None required (government interest not affecting title)

8. Payment Information

a. Credit Card Last 4 Numbers _____
Expiration Date _____

b. Deposit Account Number 08-1358
Authorized User Name Allen S. Melser

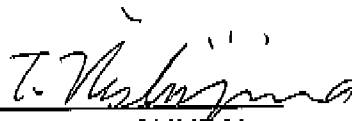
9. Signature:  November 19, 2007
Signature Date
Allen S. Melser, Reg. No. 27,215
Name of Person Signing
Total number of pages including cover sheet, attachments, and documents: 6

Documents to be recorded (including cover sheet) should be faxed to (571) 273-0140, or mailed to:
Mail Stop Assignment Recordation Services, Director of the USPTO, P.O.Box 1450, Alexandria, V.A. 22313-1450

OP \$80.00 11703188

DECLARATION

I, Takaki NISHIJIMA, Patent Attorney, of NAKAMURA & PARTNERS, 3-1, Marunouchi 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan, hereby declare that I am conversant with Japanese and English Languages and that the attached document is a true and exact translation of the attached Japanese text.



Takaki NISHIJIMA
Patent Attorney

Dated: July 18, 2007

(Translation of selected section of Act No. 161 dated December 13, 2002)

Act No. 161 dated December 13, 2002

The Act of Japan Aerospace Exploration Agency (hereinafter referred to as the Agency)

Section 3 The name of the independent administrative corporation established in accordance with this act and rules is decided as the independent administrative corporation, Japan Aerospace Exploration Agency.

Supplementary provision

"The date of enforcement"

Section 1 This law is put into force as of December 13, 2002.

"Assignment of employees and the like"

Section 2 Unless otherwise, an employee of the following Organization at the time of establishment of the Agency shall become an employee of the Agency.

1. (Translation omitted)
2. (Translation omitted)
3. National Space Development Agency of Japan

"Dissolution of institute and agency of Japan and the like"

Section 10 The institute and agency of Japan shall be dissolved at the time of establishment of the Agency. All the right and duty thereof shall be assigned to the Agency at the time of dissolution except properties assigned to the government.

7 第一項の規定により研究所が旧研究所の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、研究所が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額から、前項の規定により政府以外の者から研究所に出資があったものとされた額を差し引いた額に、政府から研究所に出資されたものとする。

8 前二項の資産の価額は、研究所の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

9 前項の評価委員その他の評価に関し必要な事項は、政令で定める。

10 旧研究所が行った出資証券の上には存在する留権は、第六條第一項の規定により出資者が出資するべき研究所の出資証券の上には存在せず。

11 第一項の規定により旧研究所が解散した場合における債権の登記については、政令で定める。(持分の拡張)

第三條 前條第六項の規定により政府以外の者が研究所に出資したものとされた金額については、当該政府以外の者は、研究所に対し、その成立の日から起算して一月を経過する日までの間に限り、当該持分の拡張を請求するものとする。

2 研究所は、前項の規定による請求があったときは、第七條第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により拡張しをしなければならぬ。この場合において、研究所は、その拡張しを金額により資本金を減少するものとする。

第四條 通則第十四條第二項の規定により研究所の成立の時、理事長に任命されたものとされる理事長の任期については、第十一條第一項中「任命の日」とあるものを「研究所の成立の日」とする。

第五條 理化学研究所法(昭和三十二年法律第八十号)は、廃止する。

第六條 前條の規定の施行前に同條の規定による廃止前の理化学研究所法(第十二條を除く)の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法又はこの法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第七條 附則第五條の規定の施行前にした行為及び附則第二條第五項の規定によりなされた従前の規定によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第八條 旧研究所の役員又は職員であった者がその職務に関して知得した秘密を濫用し、又は披露してはならぬ義務については、附則第五條の規定の施行後も、なお従前の例による。

2 前項の規定により従前の例によることとされる事項に係る附則第五條の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第九條 附則第二條から第四條まで及び第六條が前條までに定められるものほか、研究所の設立に伴い必要な経過措置その他の法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(特定放射光施設の共用の促進に関する法律の一部改正)

第十條 特定放射光施設の共用の促進に関する法律の一部を次のように改正する。

第二條第二項中「理化学研究所」とあるものを「(一)理化学研究所」とし、「(二)改め、

第八條中「理化学研究所法(昭和三十二年法律第八十号)」を「第二十二條第一項に規定する業種のほか」を削る。

第十條を次のように改める。

(独立行政法人理化学研究所法の特例)

第十條 第八條の規定により理化学研究所の業務が行われる場合において、独立行政法人理化学研究所法(平成十四年法律第六十号)第二十四條第一号中「この法律」とあるものを「この法律又は特定放射光施設の共用の促進に関する法律」とする。

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)

第十一條 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第四十号)の第一節を次のように改正する。

別添第一理化学研究所の項を削る。

(独立行政法人等の保有する個人情報保護の確保に関する法律の一部改正)

第十二條 独立行政法人等の保有する個人情報保護の確保に関する法律の一部を次のように改正する。

別添理化学研究所の項を削る。

(文部科学省設置法の一部改正)

第十三條 文部科学省設置法(平成十一年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第四條第六号中「理化学研究所」を「独立行政法人理化学研究所」に改める。

総務大臣 片山虎之助
財務大臣 塩川正太郎
文部科学大臣 藤田作徳
国土大臣 林 寛寿
内閣総理大臣 小泉純一郎

独立行政法人宇宙航空研究開発機構法を公布する。

平成十四年十二月十三日
内閣総理大臣 小泉純一郎

法律第六十一号
独立行政法人宇宙航空研究開発機構法

目次

第一章 総則(第一條―第八條)

第二章 役員及び職員(第九條―第十七條)

第三章 業務等(第十八條―第二十三條)

第四章 雑則(第二十四條―第二十九條)

第五章 罰則(第三十條―第三十二條)

附則

第一條 総則

(目的)

第一條 この法律は、独立行政法人宇宙航空研究開発機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることとすることを目的とする。

第二章 この法律において「宇宙科学」とは、宇宙科学及び宇宙工学の学理及びその応用をこす。

2 この法律において「専攻的研究開発」とは、研究及び開発(以下「研究開発」という。)であつて次の各号のいずれかに該当するものをいう。

1 科学技術に関する共通的研究開発

2 科学技術に関する研究開発であつて、国の研究開発機関又は研究開発を行つた独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第九十号)第三條第一項第三号「通則法」という)第二條第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。

3 この法律において「人工衛星」とは、人工衛星(地球を回る軌道の外に打ち上げられる飛行体及び天体上に置かれる人工の物体を含む。)及びその打上げ用ロケットをいう。

(名称)

第三條 この法律及び通則法の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人宇宙航空研究開発機構とする。

(機構の目的)

第四條 独立行政法人宇宙航空研究開発機構(以下「機構」という。)は、大学との共同等による宇宙科学に関する学術研究、宇宙科学技術(宇宙に関する科学技術をいう。以下同じ)に関する基礎研究及び宇宙に関する基礎的研究開発並びに人工衛星等の開発、打上げ、追跡及び運用並びにこれらに関連する業務を、利他の目的に限り、総合的かつ野心的に行つて、航空科学技術に関する基礎研究及び研究開発に関する専攻的研究開発並びにこれらに関連する業務を総合的に進めようとする。大学等における学術研究の発展、宇宙科学技術及び航空科学技術の水準の向上並びに宇宙の開発及び利用の促進を図ることを目的とする。

(業務範囲)

第五條 機構は、主たる業務所を東京都に置く。(基本条)

第六條 機構の資本金は、附則第十一條第一項及び第二項から第五項までの規定により政府及び政府以外の者から出資があったものとされた金額の合計額とする。

2 機構は、必要があるときは、主務大臣の認可を受け、その資本金を増加するものとする。

